

職場要求アンケート集約中 1学期末に市町村教委へ提出

教職員組合には 団体交渉権

泉北教組は、各市町教育委員会に対し、次年度予算編成に向けての要求書を1学期末に提出し、2学期に交渉を行います。

これは、地方公務員法第55条「地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、(中略)適法な交渉の申入れがあった場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。」との条文に基づきます。

泉北教組は要求書の作成にあたり、「職場要求アンケート」を集約中です。

学校の施設・設備も
教員の勤務条件

アンケートには、「あなたの学校の施設・設備について、改善してほしいと思うことを書いてください。」との項目があります。地教委の中には、「各学校の施設・設備については、校長先生を通して、校長先生を通過

してください。」と回答を嫌がる担当者もいますが、学校の施設・設備も当然のことながら、私たちの「勤務条件」に含まれます。また、施設・設備を改善してほしいという校長先生がいるわけありません。多くの先生方の

要求を直接、教育委員会に伝えましょう。例えば、

昨年はこちらな要望がありました

○どこにいても確実に放送が聞かれるようにし

てほしい。

○教室に網戸をつけてほしい。

○プールが古く、下水の設備が悪い。

○全教室にエアコンをつけてください。

○洋式トイレを早急に。

○職員用のトイレを作っ

てほしい。

○校舎まわりの排水がうまくいかない。

○水泳回数が2〜3回、泳力がつかない。プールがほしい。

○屋根付きの渡り廊下をつくってほしい。

○各教室の電気のスイッチをつけてほしい。

○コピー機。印刷機、電話など、小規模校より増やしてほしい。

○バスケットゴールが上がないのが困る。

私たち教職員の権利【②】

Q 教職員にも休憩時間はあるのでしょうか?

A あります。使用者が勤務時間の途中に与えなければならないことが、法律で定められています。

1日の勤務時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間以上を、勤務時間の途中に保障するのが校長の責任です。

原則としては、自由に使える時間ですから、職場を離れることも可能です。

関わる法律 労働基準法第34条

休憩時間

1日のうち45分以上休憩時間が取れます

Q 急に体調を崩して仕事を休みたいときには、どうしたらいいですか?

A 教職員の健康は、いい教育をすすめる基礎条件です。学校に連絡して休みを取り、1日も早く病気を治して元気を回復しましょう。

長期の病気休暇は、負傷・疾病のため療養する必要があって、勤務ができないときに取得できます。都道府県によって、添付書類が異なりますので、あらかじめ確認して、病気のときに備えておくとい

いでしょう。

同一疾病による病気休暇は、1年間に90日まで有給で取得できます。疾病の種類によっては180日まで認められます(都道府県により異なりますので確認が必要です)。

病気が長引く場合には、代替者が配置される病休が必要になります。多くの都道府県で、代替者の配置にはおおむね「1ヶ月を超える場合」などの条件があります。

関わる法律 勤務時間法18条

病気休暇

いい教育をするためにも、無理は禁物です

大阪府の制度については「闘いの年輪」を参照

組合に加入して、「教育基本条例」「評価・育成システム」をなくそう!